

# 令和4年度敬老会のお知らせ

令和4年度から、敬老会の開催の可否や記念品等の配付について、地区社会福祉協議会ごとに実施方針を決定することとなりました。地区ごとに実施状況が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

なお、敬老祝金は次のとおり対象の方へ贈呈します。対象の方へは、後日案内状を送付します。

- 敬老祝金対象者および金額
  - ・ 77歳に達する方 (1万円)
  - ・ 88歳に達する方 (2万円)
  - ・ 100歳に達する方 (15万円)
  - ・ 101歳以上の方 (3万円)

■問合せ 保健福祉課社会福祉係 ☎72-6917



## 新型コロナウイルスワクチン接種

### 4回目接種

新型コロナウイルスの(4回目)接種は、現在のところ9月末日までに接種期限です。接種を希望する方は早めにご予約ください。

※接種対象者の詳細は、町ホームページをご確認ください。

### ▼熱中症対策のお願い

夏を迎え、気温が上昇し、熱中症を発症するリスクが高まる季節です。来場の際には、次の点にご注意の上、適切な熱中症予防のご協力をお願いします。

- ① 接種会場には、受付時間内にお越しください。(早くお越しいただくこと外のテントで長時間お待ちいただくこととなります)
- ② 接種後の健康観察の時間に水分補給ができるよう、飲料水を持参してください。



ホームページ

## 小児ワクチン接種

現在のところ9月21日が小児ワクチン接種の最終日です。接種期間が残り少なくなりましたので、接種を希望する方は早めにご予約

ください。

▼接種会場開設日 8月17日(水)、20日(土)、31日(水)、9月21日(水)

▼問合せ 新型コロナウイルスワクチン接種推進室(平日の午前8時30分～午後5時15分)

☎73-5091



小児ワクチン接種についてはこちら

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の保険料等を減免します

次の要件を満たす方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免となります。減免には申請が必要です。

### ▼要件

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った世帯の方(全額免除)
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が減少し、次の①②どちらにも該当する世帯の方(全部または一部免除)

① 給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が令和3年中の当該収入額の10分の3以上であること

※減少した当該収入等にかかる令和3年中の所得額が0円または赤字の場合は対象外です。

② 減少した当該収入等に係る所得額が400万円以下であること(国民健康保険・後期高齢者医療保険は、さらに令和3年中の所得の合計額が1千万円以下であること)

あること)

▼申請受付 12月以降(令和4年中の収入確定後に申請可能)

※申請には、収入を証明する書類等の提出が必要です。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

▼問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936



## 業務中の感染は「労災給付金」の対象となります

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付

の対象となります。労災保険の種類や申請方法等は、お問い合わせください。

### ▼対象

- ・ 感染経路が業務によることが明らかでない場合
- ・ 感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務に従事しそれにより感染した蓋然性が強い場合

※感染リスクが高い業務とは

- (例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務
- (例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

・ 医師、看護師、介護の業務に従事される方々は、業務外で感染したことが明らかでない場合を除き、原則として対象

・ 症状が持続し(罹<sup>かか</sup>患後症状があり)、療養等が必要とみとめられる場合も保険給付の対象

▼問合せ 大田原労働基準監督署 ☎0287-22-2279



ホームページ

